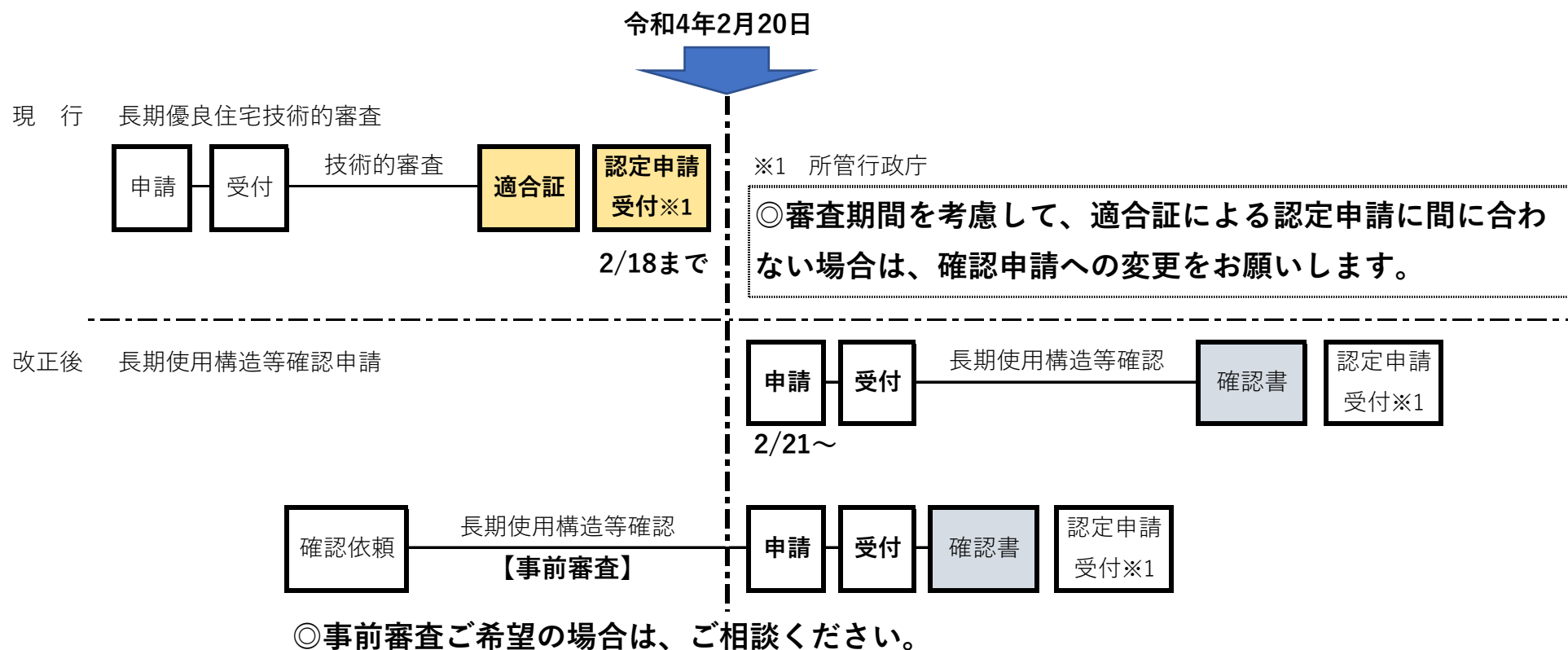


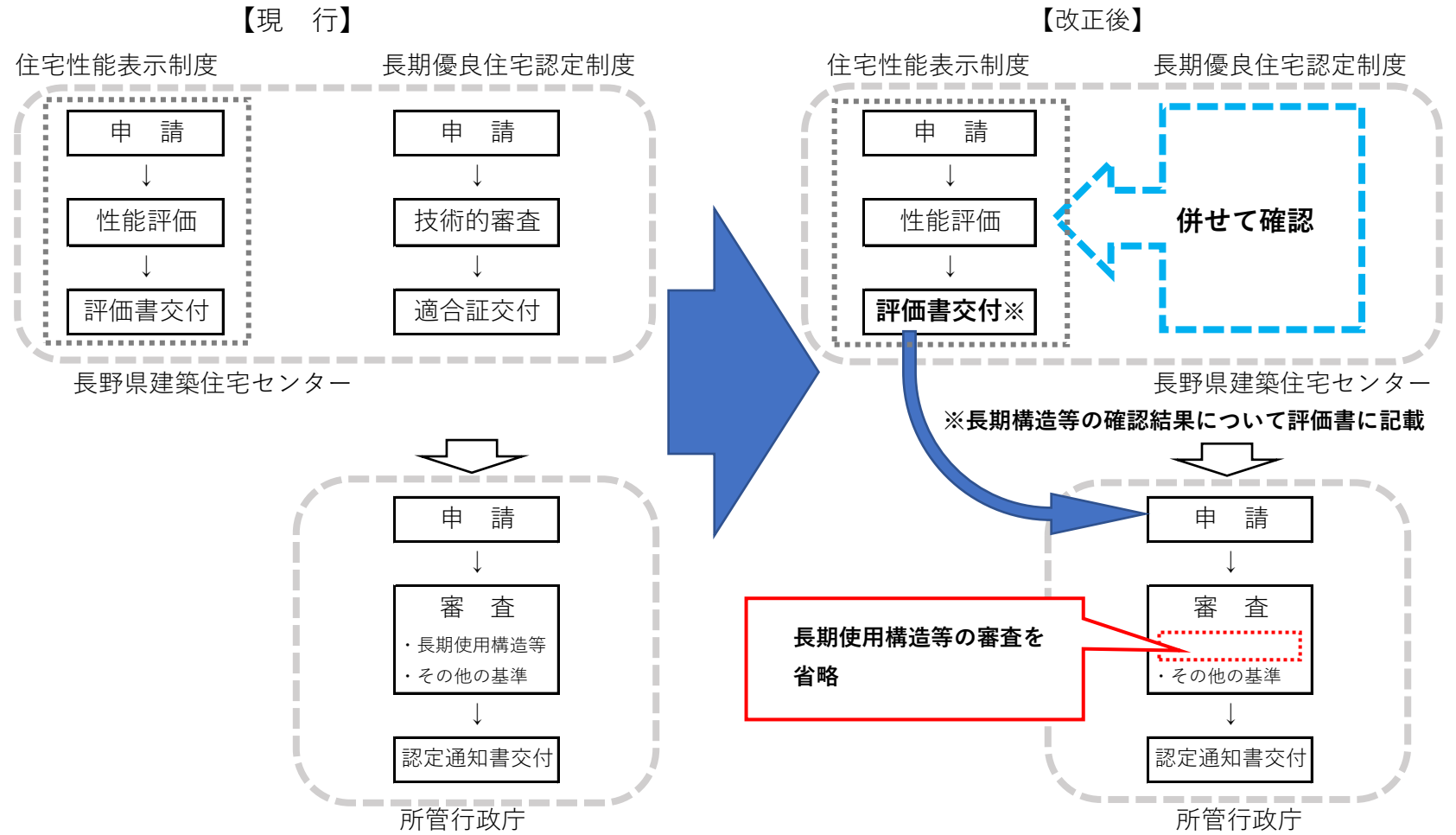
長期優良住宅法改正のご案内

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が
令和4年2月20日から施行されます。

改正1 ○「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査**適合証**」→「長期使用構造等である旨の**確認書**」に変わります

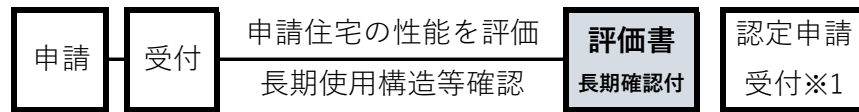


改正 2 ○住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施可能となります



令和4年2月20日

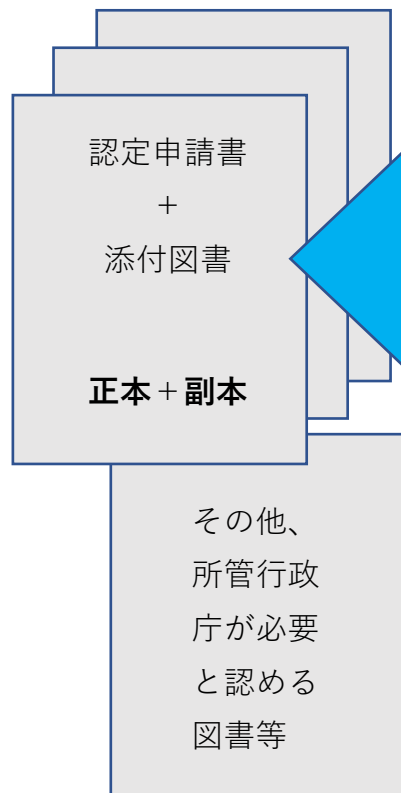
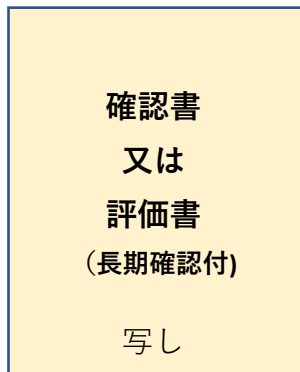
設計住宅性能評価 + 長期使用構造等確認



改正3 ○長期使用構造等である旨が記載された**確認書**若しくは**住宅性能評価書**又はこれらの写しを添えて所管行政庁に認定申請

認定申請提出図書

(所管行政庁)



添付図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
現況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

○災害に係る認定基準の追加 → 所管行政庁で審査

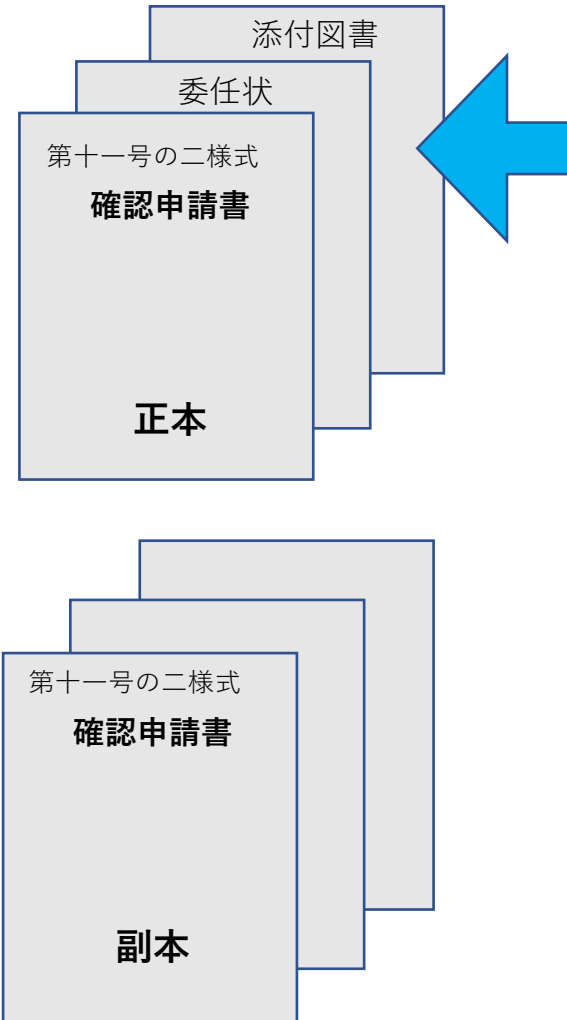
「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。」が追加

長野県が所管行政庁である区域内では、下記の区域に建設をしようとする住宅については**認定しない**こととなります。

- ・ 災害危険区域(建築基準法第39条第1項) ・ 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- ・ 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)

※長野県が所管行政庁である区域以外は、建設区域の所管行政庁にお問い合わせください。

長期使用構造等**確認申請**提出図書
(長野県建築住宅センター)



新築住宅の添付図書(R3.10.20国土交通省告示第1366号)

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種類、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置
断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容